

昭和五十年元旦表彰

布施千秋さんらに功労賞

篠本四六二番地 伊橋惣一

昭和五十年一月一日、役場大会議室で元旦表彰式が行なわれました。元旦表彰は、各方面にわたって尽力され、功績がもつとも顕著な方に町から表彰状と記念品が贈られる式典です。

教育功労者
市原二六九番地 布施 千秋



昭和二十三年三月から実に、二十六年八ヵ月間の長期にわたる児童、生徒の教育に精励。特に四年四月には、集中方式により開設された特殊学級の教師として六年七ヵ月特殊教育に心血を注ぐ。また、八匝教育委員会管内の特殊教育推進に寄与している。

社会福祉功労者
尾垂イの一四一〇番地 伊藤暢章

昭和二十三年三月から実に、二十六年八ヵ月間の長期にわたる児童、生徒の教育に精励。特に四年四月には、集中方式により開設された特殊学級の教師として六年七ヵ月特殊教育に心血を注ぐ。また、八匝教育委員会管内の特殊教育推進に寄与している。

社会福祉功労者
尾垂イの一四一〇番地 伊藤暢章

る場合。

給与の支払者のもとで、引き続

き勤務した期間から、一時勤務しなかつた期間を差し引きます。

②他社に勤務した期間を退職手当などの計算の基礎に含める場合。

③退職手当の支払いを受ける人がその期間を勤続年数に加算する。

④支払者から前に退職手当の支払いを受けたことがある場合。

⑤退職手当の支払い金額の計算の基礎とされた期間は、勤続年数には加算されない。

⑥退職手当とみなされる退職一時金などである場合。

⑦退職手当などの支払い金額の計算の基礎とされた期間により計算します。

⑧その期間が時の経過に従つて計算した期間によらず、一定の期間を加算した期間によつている時は期間を加算しなかつたものとして計算します。

⑨一年に、二つ以上の退職手当の支払いを受ける場合。

⑩退職手当のそれぞれについて、通常の勤続年数の計算方法は①か

ら④までにより、計算した期間のうち、最も長い期間について勤続年数を計算します。

⑪ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

⑫までに計算した期間を加算する

⑬未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

⑭一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

⑮ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重

複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

⑯までに計算した期間を加算する

⑰退職給与規程の制定（改正）で

⑱規程制定（改正）時にすでに役員

税のひろば

雇用効率化

昭和三十九年九月から十年間、青少年相談員を務め、昭和四十六年十月からは、当町の青少年相談員連絡協議会会长に就任し、青少年相談員としての責務を深く認識し、青少年の健全育成に積極的に取り組み、顕著な功績を挙げた。

昭和二十八年二月、篠本、新井土地改良区の理事に就任。

昭和三十五年二月には理事長になり、昭和三十八年から昭和四十一年の三年間に篠本堰を完成。

また、第五工区（新井）の二十

二ヘクタールの土地改良事業を行

ない、今日まで理事長として地域農業発展に尽力されている。



二、過去に退職した者に、さかのぼって支給する退職慰労金

在職中の功労に報いるために支給する退職慰労金は、退職所得となります。

三、役員の昇格者に対する退職金

後、嘱託期間満了時に支払う退職手当に、嘱託期間の長短に応じ利息を付した場合。

一般的には、定年時において退職金を支給しないで、現実に雇用関係が終了する嘱託期間満了時に

一時に支払うこととしている場合には、その支払い金額そのものが

退職手当などとなり、その計算過程で、金利を加味して算出した金額であつても差支えません。

会社が、定年時に退職金につい

て未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

五、勤続年数

①一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

②ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

③までに計算した期間を加算する

④規程制定（改正）時にすでに役員

⑤未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

⑥一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

⑦ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

⑧までに計算した期間を加算する

⑨規程制定（改正）時にすでに役員

⑩未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

⑪一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

⑫ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

⑬までに計算した期間を加算する

⑭規程制定（改正）時にすでに役員

⑮未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

⑯一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

⑰ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

⑲までに計算した期間を加算する

⑳規程制定（改正）時にすでに役員

㉑未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

㉒一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

㉓ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

㉔までに計算した期間を加算する

㉕規程制定（改正）時にすでに役員

㉖未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

㉗一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

㉘ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

㉙までに計算した期間を加算する

㉚規程制定（改正）時にすでに役員

㉛未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

㉜一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

㉝ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

㉞までに計算した期間を加算する

㉟規程制定（改正）時にすでに役員

㉟未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

㉟一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

㉟ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、最も長い期間と重複しない期間がある時は、重複し

ない部分の期間については①から

㉟までに計算した期間を加算する

㉟規程制定（改正）時にすでに役員

㉟未払い計上した場合には、権利確定の時期は定年時とし、利息相

当分は雑所得となります。

㉟一時、勤務しなかつた期間があ

る場合。

㉟ただし、その最も長い期間以外の期間